

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



目次

福島県病院局

- 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規程
- 福島県病院局組織規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局処務規程の一部を改正する規程
- 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程
- 福島県病院事業職員公舎規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程
- 公印を新調しその使用を開始する件

福島県病院局

四三三三二一一

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規程をここに公布する。

令和4年10月11日

福島県病院事業管理者 阿部正文

福島県病院局管理規程第2号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規程

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年福島県条例第102号）の施行期日は、令和4年10月12日とする。

（病院経営課）

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月11日

福島県病院事業管理者 阿部正文

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「位置」の下に「、区分」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名称	位置	区分	内部組織
福島県立ふくしま医療センターこころの杜	西白河郡矢吹町	病院	事務部
			診療部

			看護部
			薬剤部
福島県立宮下病院	大沼郡三島町	病院	事務部
			診療部
			看護部
			薬剤部
福島県立南会津病院	南会津郡南会津町	病院	事務部
			診療部
			看護部
			薬剤部
福島県立大野病院	双葉郡大熊町	病院	
福島県ふたば医療センター	双葉郡富岡町	センター	
福島県ふたば医療センター附属病院	双葉郡富岡町	病院	事務部
			診療部
			看護部
			薬剤部
福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所	双葉郡檜葉町	診療所	

附 則

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月11日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程（平成16年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第1号中「福島県立矢吹病院 矢病」を「福島県立ふくしま医療センターこころの杜 ふ医杜」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月11日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の

一部を改正する規程

第21条第1項第5号、別表第5アの表5級の項及び6級の項、別表第5ウの表4級の項並びに別表第11の5から7までの規定中「矢吹病院」を「ふくしま医療センターこころの杜」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月11日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第6号**福島県病院局財務規程の一部を改正する規程**

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第145条の5第1号、別表第1矢吹病院の項及び別表第2矢吹病院の項中「矢吹病院」を「ふくしま医療センターこころの杜」に改める。

別表第5の2の表株式会社東邦銀行矢吹支店の項中「福島県立矢吹病院」を「福島県立ふくしま医療センターこころの杜」に改める。

様式第4号（その1）附表（その3）、同様式（その2）附表（その3）、様式第5号（その1）（給与以外）附表（その3）及び同様式（その2）（給与）附表（その3）中「病院（診療所）長」を「（病院・診療所代表者名）」に、「病院（診療所）企業出納員」を「（病院・診療所名）企業出納員」に改める。

様式第33号中「病院（診療所）長」を「（病院・診療所代表者名）」に改める。

様式第34号、様式第36号及び様式第37号中「病院（診療所）長」を「（病院・診療所代表者名）」に、「病院（診療所）企業出納員」を「（病院・診療所名）企業出納員」に改める。

様式第38号から様式第40号まで、様式第42号、様式第43号（その2）、同様式（その3）、様式第44号、様式第45号及び様式第47号中「病院（診療所）」を「（病院・診療所名）」に改める。

様式第48号中「病院（診療所）長」を「（病院・診療所代表者名）」に改める。

様式第49号、様式第50号、様式第52号及び様式第53号中「病院（診療所）」を「（病院・診療所名）」に改める。

様式第55号から様式第58号まで、様式第62号、様式第63号及び様式第66号中「病院（診療所）長」を「（病院・診療所代表者名）」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院事業職員公舎規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月11日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第7号**福島県病院事業職員公舎規程の一部を改正する規程**

福島県病院事業職員公舎規程（平成16年福島県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「福島県立 病院長」を「福島県（立）（病院・診療所代表者名）」に改める。

様式第3号中「福島県立 病院長」を「福島県（立）（病院・診療所代表者名）」に改める。

様式第4号及び様式第6号中「福島県立 病院長」を「福島県（立）（病院・診療所代表者名）」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月11日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第8号

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する規程

福島県病院局の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成28年福島県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「矢吹、南会津病院事務部事務長」を「ふくしま医療センターこころの杜事務部事務長 南会津病院事務部事務長」に、「矢吹、南会津病院事務部事務次長」を「ふくしま医療センターこころの杜事務部事務次長 南会津病院事務部事務次長」に、「矢吹、宮下、ふたば医療センター附属病院薬剤部長」を「ふくしま医療センターこころの杜薬剤部長 宮下、ふたば医療センター附属病院薬剤部長」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月12日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院局告示第2号

公印を次のように新調し、令和4年10月12日その使用を開始する。

令和4年10月11日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

職印

番号	公印の名称	印 影	公印管理者
4	福島県病院事業管理者印（福島県立ふくしま医療センターこころの杜用）		福島県立ふくしま医療センターこころの杜院長
8	福島県立ふくしま医療センターこころの杜病院長印		福島県立ふくしま医療センターこころの杜院長
11	福島県企業出納員印（福島県立ふくしま医療センターこころの杜用）		福島県立ふくしま医療センターこころの杜の福島県企業出納員
12	福島県企業出納員印（福島県立ふくしま医療センターこころの杜直接収納用）		福島県立ふくしま医療センターこころの杜の福島県企業出納員

（病院経営課）